

政府首相

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

No. 1291/QĐ-TTg

ハノイ、2014年8月1日

決定

2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを実施する農水産加工産業発展行動計画の承認

政府首相は

2001年12月25日付の政府組織法に基づき、

2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを承認した首相決定第1043/QĐ-TTg号に基づき、

農業・農村開発省の提議を検討して、

以下を決定する

第1条 本決定の別添として、2013年7月1日付の首相決定第1043/QĐ-TTg号による2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを実施する農水産加工産業発展行動計画を發布する。

第2条 本決定は署名日より発効する。

第3条 各大臣、中央省庁級機関の長、政府直轄機関の長、地方省・中央直轄市の人民委員長及び関係する組織・個人は本決定を施行する責任を負う。

送付先

- －党中央書記局
- －政府首相、各副首相
- －各省庁、中央省庁級機関、政府直轄機関
- －各地方省・中央直轄市人民評議会、同人民委員会
- －党中央事務局及び党中央各委員会
- －書記長事務局
- －国家主席府
- －民族評議会及び国会各委員会
- －国会事務局
- －最高人民裁判所

首相

(署名・捺印済)

グエン・タン・ズン

- －最高人民検察院
- －国家会計検査院
- －国家金融監督委員会
- －社会政策銀行
- －ベトナム開発銀行
- －ベトナム祖国戦線中央委員会
- －各団体中央機関
- －各国有経済グループ・総公社
- －首相府：官房長官，各副長官，首相補佐官，政府ポータルサイト，各
部局（総合局，書記編纂局，科学・教育・文化・社会局，部門経済局，第 3
局，企業刷新局，総合経済局，法律局），公報
- －保管用：文書係，国際関係局（3 部）

政府首相

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

行動計画

2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを実施する農水産加工産業発展

(2014年8月1日付首相決定第1291/QD-TTg号別添)

I. 現状

1. ベトナムにおける農水産加工産業の位置づけ及び役割と今後10年間の展望

農水産加工産業は、GDPの約20%を占める製造業の中で大きな位置を占めている。農水産加工・食品産業は、2001年時点で工業生産高の約23%、2010年時点で約20%と、第1位の地位を占めており、この位置付けはこの10年間で大きな変化がない。統計総局のデータによれば、2012年時点で6,000社以上の農水産加工企業が存在し、製造業分野の事業所数において最多の主要産業である。

主な農水産加工品には、米、コーヒー、茶、カシューナッツ、野菜・果実、ゴム、各種冷凍水産品がある。加工製品の大半は一次加工のものであり、高度加工（精製）の割合は極めて低い。

ベトナムの農水産製品の輸出額は、2012年に181億ドルで、この5年間でおよそ2.2倍に増加しており、主要輸出品目の一つである。

2. 需給分析

Euromonitor Internationalの推計によれば、世界の加工食品産業（Packaged Food）の市場規模は約8,600億ドル（2010年）で、2015年には9,970億ドルにまで拡大する見通しである。

ベトナムの農水産資源は豊富であることから、整合性のある政策措置を講じれば、本分野の一定程度の発展が見込まれる。ベトナム政府の指導は、加工製品の再構築、高付加価値製品の生産、食品安全・衛生の確保および持続的発展を方針としている。

上記の生産・輸出構造に甘んじることなく、ベトナム国内の農水産資源を活用して海外各国の市場ニーズに応じた製品化を行い、ブランディング化を含めた高付加価値製品の輸出を促進し、この産業の成長を加速化させることが必要である。

3. 課題

付加価値向上の方策として重要なのは、第一に、食の安全性の向上である。現状では、残念ながら農水産品内の残留農薬や抗菌剤投与が許容値を超えているために仕向地で輸出が止められる事例が発生している。また、GMP（Good Manufacturing Practice）やHACCP（Hazard Analysis and Critical Control

Point) 等の国際基準が浸透していないのが現状である。ベトナムから日本への輸出を例にとると、厚生労働省の平成 23 年度輸入食品監視統計によれば、日本の食品衛生法に違反したベトナムの食品 (166 件, 13.2% : 総違反件数に対する割合) は、中国 (278 件, 22.1%), アメリカ (174 件, 13.8%) に次ぎ 3 番目に多い。ベトナムの食品に対する信頼感を, Viet GAP の運用徹底やトレーサビリティの徹底などを通じて, バリューチェーン全体として改善していくことが, 高付加価値化の前提となる。

第二に, 原材料の質的・量的な安定確保である。農水産加工業者にとっては, 安定した品質の原材料を, 安定的数量で確保できることが必須である。

第三に, 加工度の向上である。原材料の精製に始まり, 温湿度管理, 調理加工, そして包装に至るまで加工工程には種々の段階がある。加工度を高めれば, それによって高まる付加価値をベトナム国内に取り込んでいくことができる。

第四に, 流通の高度化である。道路運送や港湾での積卸等の流通過程において, ベトナムは現在, 冷蔵・冷凍品輸送手段が不足しており, そのため流通過程での製品の品質が確保されていない。

第五に, マーケティングの高度化である。例えば包装について, どの国の市場をターゲットとするかに応じて, ビニール, 紙, 缶, 瓶といった素材, 形状, デザインを変える必要がある。日本向けには, 日本で好まれる加工食品に, 日本で好まれるパッケージを施して輸出しなければ, 輸出増・付加価値増に十分寄与することができない。

このように, サプライチェーンの各セグメント別に様々な付加価値向上の方策がある。世界のサプライチェーンに食い込んでいくためには, 少数品目におけるチャンピオン商品の創出および全品目にわたる農水産産業の底上げの二つの視点から, 政策を検討・実施する必要がある。

II. 2020 年への方向性

ベトナムを安全で高品質な農水産品及び食品の信頼できる供給国にする。

III. 2020 年に向けた目標

1. 外国市場において, ベトナムは輸出及び国内市場向けに安全で高品質な農水産品及び食品を生産している国であるとの定評を確立する。

2. ベトナムのブランドイメージ向上に資する農水産品・加工食品を 3~5 品目確立する。

IV. 戦略的課題

1. 原材料の質的・量的安定確保。
2. 加工度の向上。
3. 流通の高度化。
4. マーケティング・ブランディングの改善。

V. 行動計画

	行動計画	開始時期	実施体制	
			主管機関	連携機関
1	チャンピオン商品の選定			
	ポテンシャルのある品目・産地の選定：ゴム、コーヒー、茶、エビ、野菜・果実。	2014年7月	農業農村開発省	商工省、科学技術省、各省級人民委員会
2	チャンピオン商品の創出			
2.1	<p>原材料の質的・量的安定確保</p> <ul style="list-style-type: none"> －農家グループの組織化，農業共同組合設立の奨励（水平連携）。農家と加工企業との連携の制度化（垂直連携）。生産と市場とのリンケージにおける企業の役割の重視。 －原材料の残留農薬・抗菌剤に関する問題の解決。 －各種認証基準（VietGap, Rainforest, 4C等）にしたがった農業製品認定の整備。 	2014年9月	農業農村開発省	計画投資省、商工省、保健省、各省級人民委員会
2.2	<p>加工度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> －加工分野における日越企業合弁の促進。 －複数の R&D 施設的能力向上：農業エンジニアリング・ポストハーベスト技術研究所，メコンデルタ地域水産研究センター建設に重点。 －日本市場又は国際市場の基準を満たす先端的管理システムを備えた一貫生産工程の導入，加工・包装・保存への日本の技術の移転。 	2014年9月	農業農村開発省	計画投資省、科学技術省、各省級人民委員会
2.3	<p>流通の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> －流通分野の零細事業者の効果向上。 －流通インフラ整備の促進（農水産品オークション市場、卸市場での一次加工システム、最終消費者までの物流ルート整備等）。 	2014年9月	商工省	農業農村開発省、各省級人民委員会
2.4	<p>マーケティング・ブランディングの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> －マーケティング・ブランディング事業に対する支援。 －ベトナムにおける農業展示会センター（ベト 	2014年9月	農業農村開発省	計画投資省、商工省、各省級人民委員会

	ナム・世界の飲食文化を紹介する機能に加え、国内外の農水産物市場価格情報を提供する電子マーケットとしての機能を併せ持つ)の機能向上への支援。			
3	ハイテク農業加工区パイロット事業の策定・実施(選定されたチャンピオン農産品につき、生産地から加工・消費までを連結する目的)。	2015年1月	農業農村開発省	計画投資省、各省級人民委員会
4	農水産品および加工食品の品質向上			
4.1	品質・食品安全基準 国際スタンダードに適合するベトナムの食品品質・安全衛生基準の検証・改訂。	2014年6月	農業農村開発省	保健省
4.2	ー治験・検証の機能を担う食品クオリティ・安全衛生検定センター2か所(北部・南部)の高度化。 ーベトナム政府認定の民間検定システム(ネットワーク)の形成。 ー製品生産チェーンに沿った食品安全衛生検査能力向上のための人材育成。	2014年6月	農業農村開発省	科学技術省、保健省、教育訓練省
4.3	検査・検定制度 ベトナムと輸出先国との間における農水産品の品質検査結果に関する相互承認協定の締結を促進する。	2014年6月	農業農村開発省	保健省
5	支援制度・施策			
	ー日越協力を推進するために、投資、土地、科学技術、財政、金融、基礎研究、技術移転等に関する既存政策のレビュー・追加。	2014年6月	農業農村開発省	財政省、計画投資省、教育訓練省

VI. 実施体制及びモニタリング制度

1. 任務分担

a) 農業・農村開発省の責任

- ー行動計画の整合的・効果的实施のために、ステークホルダーの参加を得た運営委員会を設置する。
- ー各機関・地方による本計画実施を監督・検査する。毎年実施状況を総括し、指導委員会に報告する。定期的に行動計画実施の結果・効果を中間評価・総括評価し、政府首相に報告する。

b) 関係省庁の責任

- ー各省庁の職能・任務に応じて、行動計画Vに示された内容・任務を策定・実施する。

－政府首相に報告すべく総括するため、農業・農村開発省と連携して担当した任務・案件の実施結果・効果を評価する。

c) 地方省・中央直轄市人民委員会の責任

－地方各機関・関係組織に対して、地方の特徴・潜在性・優位性に応じて行動計画の内容・任務を策定・実施するよう指導する。本行動計画実施のための具体的任務・案件の適時・効果的な策定・承認・実施を組織化する。

－行動計画に示された内容・任務に基づき、中央各省庁と連携して案件・任務を実施し、整合性を確保し、重複を避け、投資効果を確保する。

－各リソースを動員し、本行動計画の任務の実施と他の経済社会開発プログラムの案件を連携させ、効果的な資金調達を確保する。

d) 農水産加工産業分野で事業を営む他の企業は、本行動計画の内容・任務に基づいて、その実施に投資するため、具体的案件を主体的に策定する。

2. 行動計画実施状況のモニタリング

農業・農村開発省は行動計画の実施状況のモニタリングを行い、年 1 回の工業化戦略作業部会の会合で報告する。右作業部会はモニタリング結果を工業化戦略指導委員会に報告する。

3. 行動計画の改定

各機関・組織・企業は、計画の実施過程において困難や問題が生じた場合、農業・農村開発省及び工業化戦略作業部会に対して解決を求めるものとする。

農業・農村開発省は工業化戦略作業部会及び関係省庁と連携して 2016 年までの実施結果及び日本側の経験の評価・総括を行い、これに基づいて、2017 年以降に実施すべき行動計画を改定する。

4. 資金源

行動計画実施の資金は、中央予算、地方予算、国際援助資金、民間資金及び他の合法的資金源より調達する。

首相

(署名・捺印済)

グエン・タン・ズン